

令和3年第2回安城市議会定例会請願文書表

令和3年6月4日

番 号	請 願 第 2 3 号	受理年月日	令和3年5月25日
件 名	二村守議員に、自治基本条例審議会の会議内容等に関連する事項について、事実とその根拠の確認を求める請願		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>これまで請願者は安城市及び市議会の良識、良心を期待して、完璧な証拠の存在を明示してこなかったが、今後、刑事告発に進むためにも、また、今回「二村守議員の議会説明での重大な間違いについて、会議録の訂正を求める請願（以降、「会議録訂正請願）」について、二村議員は、紹介議員に対して、本請願について、事前通知されなかった杉山、松本両議員とともに、話し合いを申し入れ、「言った、言わなかったにならないよう録音させてほしい」との申し入れを受け当然のことながら紹介議員は快諾された。但し本来ならば断る必要もない録音ではあった。しかし、事前通知されなかった杉山朗、松本佳栄両議員を含む相手の3名に対して、当方では紹介議員しか対応できなかったため、その場での反論等は不可能だった。</p> <p>そのためもあり、また、そこには重大な問題点が即座に少なからず見いだされたため、ここに、再度、国民の権利である請願を提出することになった。</p> <p>先に提出した「最高裁判決に基づき、公文書である「自治基本条例審議会の録音データ」の公開等を求める請願（以降、「最高裁判決請願）」について言うならば、すでに、総務企画常任委員会で寺沢議員が録音データを元にしないと、弁護士でもある神谷審議会委員の発言記録は書けない、というたぐいの推測をほのめかされました。</p> <p>この指摘に対して請願者は微塵も動じることはありませんでした。それは現実「議事要旨」などのベースになった録音データは厳然として複数存在し、請願者は、それをもとに発言内容を再現したからです。ただ、衝撃的な、しかも法的に問題になりうる発言であったため、録音データがなくとも、その場にいた何十人という市長をはじめとする市職員、市議、傍聴者の耳には鮮やかに残ったと思われる。そこには白山議員が含まれていたことは言うまでもない。</p> <p>この録音データは、すでに「最高裁判決請願」でも触れたように、裁判の場においても証拠能力はあり、複数の知見、判例等をもとに判断されている。</p> <p>そのため、すでに提示した神谷審議会委員の発言記録には間違いは存在しない。</p> <p>一方、本請願については、二村議員の方で、録音しておられるものが存在するから、それを正として、当方の指摘をすることになる。</p> <p>この場では、白山議員が審議会の場に、いつからいたかを二村議員は気にしておられます。当方では、法的な視点からは、白山議員がいたかどうかには関係なく成立する犯罪であるため、この議論は不毛と考えている。但し録音データをもとに説明すれば次のようになる。</p> <p>自治基本条例に関する最終審議会は、2020年2月26日午前11時から開始された。但し正確には11時0分13秒からである。（注：以下1～2秒の誤差は個人の認識上発生</p>		

する)

審議会では鈴木会長から、全委員に感想が順番に求められた。

最初の方は、11時25分13秒～26分17秒までの発言。

次に、問題になっている神谷委員は、11時26分24秒～28分58秒での発言である。

さらに詳細に見ると、

27分31秒 神谷委員が(白山)市議のことを話し始める。

入り口から入る市議を神谷委員が見たためここで話が出たと思われる。位置的には良く見える場所に神谷委員は着席。この1～2秒前に白山議員が入室したと思われる。席までには2～3秒かかったと思われる。

27分33秒 白山市議着席(録音データには着席の痕跡があるようだ)

この時、白山市議が着席したという複数の証言がある。

28分03秒 懲戒されてしかるべきという類の神谷委員発言

28分53秒 ここに、二村議長がいるから懲罰にかけてほしいという神谷委員発言

28分58秒 神谷委員発言がここで終わる。

これに関して、5月21日(金)に二村議員は、神谷委員の総括は、11時19分からと説明され、その直後には、11時21分からと発言が変更された。そもそも改ざんされていない録音データからは、最初の方の感想が25分13秒から開始され、26分24秒から神谷委員の発言が始まっている。この証明は録音データからできる。しかし、二村議員発言の根拠が不明である。証明をお願いしたい。

また、

①総務企画常任委員会(令和2年6月18日)会議録から

二村議員発言「請願者の杉浦正敏さんは、2月26日の審議会の答申内容の説明において、市民の定義を、公序良俗に反するものや、単に市域を通過するもの、友人宅を訪問するなど、まちづくりに関連しない突発的、または一時的なものは、本条例の活動に含まれないことを逐条解説に記載することに賛同されていました。そして、冒頭の市議会議員(補足:二村議員のこと)に、これでよい、これなら納得できると声を大きく説明をいただきましたが、あの言動は一体何だったのでしょうか。」

②本会議(令和2年6月24日)会議録から

二村議員発言「また、2月26日の審議会での答申内容の説明では、(後略)。この説明時間には、白山議員は傍聴されていませんでしたが、請願者の杉浦正敏さんは、これでよい、これなら納得できると断言されました。そして、傍聴の議員(補足:二村議長)に喜んで説明をされていました。そのときに、なぜ逐条解説でよいと言われたのか、今になって本文に入れなければならないのか、理解ができません。」とあります。

ところが、二村議員によると、この請願者発言は、傍聴席にいた松本佳栄議員に向けて発せられたものだという。自分には説明はないとのことだ。

しかし、公文書としての会議録を読んだ場合、そのような解釈は100%不可能になる。しかも、この部分に関しては録音データがこれも偶然、複数存在している。

請願者は、松本議員とは、別の話を簡単にしている。

また、審議会が終了後、請願者が当時の企画政策課の横山課長と話した内容について、二村議員は、当日の案でよいのだと話したことにしているが、これも事実とは完全に逆になっている。

横山課長とは、なぜ条例の本文に入れられないのか?ということに関する話などでした。

ここも録音データが偶然存在していた。

なぜ、二村議員は、①白山議員は神谷発言を聞かなかった、②請願者は松本議員に話した、③同じ内容を横山課長に話した、と立て続けに3回も、証拠の録音データが存在するのに事実とは異なることを主張されるのか、なにかがおかしいと思わざるを得ない。

さらに言うならば、これ以外においても同様の発言等が新聞記事をも含め、されているのではないのかと考えざるを得なくなる。

しかも、二村議員から率先して、このような自分たちの話を録音してもいいか確認した理由も不明である。

請願事項

請願の趣旨に記載されている事項について以下の3点の説明(証明)を、二村議員に求めます。

①白山議員は神谷発言を聞かなかった。

※請願者は、5月24日、議会事務局で、白山議員が自治基本条例審議会の直前に参加していた会議の記録を確認した。残念ながら、会議録が不完全なため、事実を証明できるものではなかった。言い換えれば、11時39分に会議が終了したという鉛筆メモはあったものの、各自の発言の所要時間は分単位であり、また誤りも少なくなく、39分に終了したという証拠にはまったくならないレベルと確認。裁判で採用される証拠のレベルからは遙かに遠い存在でした。予想すると39分よりかなり早くに終了したと思われた。

②請願者は松本議員に話した、自分(二村議員)にではない。

③②と同じ内容を横山課長に話した。

証拠である録音データが存在するのに、立て続けに3回も、事実とは異なることを主張されるのか説明(完全なる証明)を求めます。

最後に、録音データに基づくならば、即座に否定されてしまう、請願者が『声を大きく説明した』という発言の意図を確認させていただきます。